

- ・認可外保育施設(企業主導型保育事業であるものを除く)
- ・一時預かり事業(幼稚園型以外)
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

を利用の保護者の皆さまへ

令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化が始まり、上記施設・事業を利用した際の保育料・利用料が、半年ごとに、本市から償還払いされます。

※ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用しているお子さんは、上記償還払いの対象となりません。幼稚園を利用しているお子さんは別途幼稚園を通じて行うこととなります。

対象児童・償還払いの上限額

保護者が就労等のため保育の必要性が認められる以下の年齢のこども

3～5歳児クラス(注)	所得要件なし	上限:月額37,000円
0～2歳児クラス(注)	住民税非課税世帯のみ	上限:月額42,000円

(注)当該年度4月1日現在の満年齢

対象となる「保育料・利用料」は基本的な教育・保育にかかった費用(基本料金や延長保育料等)で、物品購入、行事への参加、食事の提供に要する費用等は対象となりません。

手続きをお忘れなく！

※ 大阪市以外にお住まいの方は、お住まいの市町村にて手続きが必要

給付(無償化)の対象となるためには、事前にお住まいの区の区役所で認定申請をしていただき、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

【申請受付期間】利用開始希望月の前月5日まで

(5日が閉庁日の場合は翌開庁日)

- 本市ホームページで「施設等利用給付認定」で検索、または右のQRコードを使用
- お住まいの区の区役所(保健福祉センター保育担当)にて申請書を配付しております。



対象施設・事業

本市から「確認」を受けた施設・事業に限られます。

(「確認」を受けるための申請は事業者が行います)

対象の施設・事業は、本市ホームページでご確認ください。

- 本市ホームページで、「幼児教育・保育の無償化」で検索、または右のQRコードを使用



支払までのスケジュール

利用開始の前月5日まで	【保護者】保育の必要性の認定申請をお住いの区役所へ（認定後、大阪市より認定通知を保護者あて送付）
9月頃	【大阪市役所→保護者】4～9月分請求のご案内を送付
10月以降	【保護者→大阪市役所】4～9月分の請求書領収書等の提出
12月以降	保護者の預金口座へ振込（大阪市役所→保護者の口座）

以降、半年ごとに請求のご案内を送付します。

ご注意！

- 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用している児童は、償還払いの対象となりません。
- **保育の必要性の認定を事前に受けていないと給付（無償化）の対象とはなりません。**
- 支払を受けるには、認可外保育施設等の事業者が発行する『特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書』等の提出が必要です。紛失等をされると支払を受けられなくなりますのでご注意ください。

お問合せ先

【保育の必要性の認定申請について】

お住いの区の区役所（保健福祉センター保育担当）まで

【認定申請以外の事項（制度全般、償還払いの手続等）について】

大阪市 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 06-6208-8037

※本市ホームページもご覧ください

→ 本市ホームページで、「幼児教育・保育の無償化」で検索
または 右記QRコードによりアクセス



※ 大阪市では、子育てのための施設等利用給付費（国の幼児教育・保育の無償化）対象外の方でも、一定の教育の質があると認めた認可外保育施設にお通いの3～5歳児クラスのお子さんに対し、大阪市独自で幼児教育の無償化を実施しております。手続き等は対象施設より案内があります。